

新（平成29年 3月27日農林水産省告示第444号）			旧		
第1条・第2条（略） （定義）			第1条・第2条（略） （定義）		
第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。			第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		
用語	定義		用語	定義	
（略）	（略）		（略）	（略）	
有機農畜産物加工食品	（略）		有機農畜産物加工食品	（略）	
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（ <u>燃焼、焼成、溶融、乾留及びびけん化を除く。以下同じ。</u> ）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（ <u>最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。</u> ）。		[新設]	[新設]	
組換えDNA技術	（略）		組換えDNA技術	（略）	
（略）	（略）		（略）	（略）	
（生産の方法についての基準）			（生産の方法についての基準）		
第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。			第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。		
事項	基準		事項	基準	
（略）	（略）		（略）	（略）	
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1・2（略） 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病虫害を防除する目的で使用するものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料、添加物及び製品への混入を防止すること。 4～6（略）		製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1・2（略） 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤に限り使用することができる。この場合においては、原材料、添加物及び製品への混入を防止すること。 4～6（略）	
第5条（略）			第5条（略）		
別表1 添加物			別表1 添加物		
INS番号	添加物	基準	INS番号	添加物	基準
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
500 ⁱⁱ	炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>麵・パン類、飲料、野菜の加工品、果実の加工品</u> 又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。	500 ⁱⁱ	炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>麵・パン類、飲料、野菜の加工品</u> 又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
322	レシチン（植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン、ヒマワリレシチン）	（略）	322	レシチン（植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	次亜塩素酸水	農産物の加工品に使用する場合（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。）又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若		次亜塩素酸水	農産物の加工品に使用する場合（食塩水を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。）又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若

		水を使用する場合に限る。)又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
460 ii	粉末セルロース	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。

(注) (略)

別表2 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) (略)

		しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)

[新設]

(注) (略)

別表2 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)

[新設]

(注) (略)